

大川ダム砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延 長 (K m)
ダム湖	阿賀野川 (阿賀川)	福島県南会津郡下郷町大字弥五島字山口5365番地先の中山堰堤	左岸：福島県南会津郡下郷町大字小沼崎字平石上の平乙1314番の5地先 右岸：福島県会津若松市大戸町大字大川字清水乙2896番地先	11.55
	鶴沼川	左岸：福島県南会津郡下郷町大字高隣字又深山乙1393番地の1地先 右岸：福島県南会津郡下郷町大字高隣字大桑成乙170番の1地先	阿賀野川への合流点	1.7
	小野川	左岸：福島県南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲550番地先 右岸：福島県南会津郡下郷町大字湯野上字大倉山乙1番地先	阿賀野川への合流点	0.25
合 計				13.5

2. 規制の方針

大川ダムは、昭和63年ダムが完成し、現在の河床は、計画堆砂量の範囲内である。

① ダム下流

この区間は上流からの土砂供給がないことから、禁止区域とする。

② 貯水池

この区間は上流の湾曲部（阿賀川 3.6k～5.0k）で土砂堆砂傾向にあるが、当該区間はダム式揚水発電の水位変動影響区間内であることから、1日の水位変動量が数メートルに及ぶ場合がある。

また、ダム式揚水発電を停止させる場合、電力事業者との協議に時間を要するとともに、発電停止期間を最小限に留める必要があることから、水位変動量を抑制することは困難である。

このため、砂利採取時の安全面や施工面での制約が大きく、骨材需要もないことから、当該区間は保安区域とする。

(2) ダム上流部

この区間は元河床と比べると浸食傾向にあり、ダム貯水池内に堆積しているものと考えられる。よって、禁止区域とし、砂利等の採取は行わないこととする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面  
 全域が禁止区域及び保全区域のため、策定せず。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種 別	河川名	起 点	終 点	延 長 (K m)
ダム湖	阿賀野川 (阿賀川)	福島県南会津郡下郷町大字弥五島字山口5365番地先の中山堰堤	左岸：福島県南会津郡下郷町大字湯野上橋詰乙地先 右岸：福島県南会津郡下郷町大字湯野上館本乙地先 (大川ダム7.2k地点)	3.7
		大川ダム本体部	左岸：福島県南会津郡下郷町大字小沼崎字平石上の平乙1314番の5地先 右岸：福島県会津若松市大戸町大字大川字清水乙2896番地先	0.65
	鶴沼川	左岸：福島県南会津郡下郷町大字高隣字又深山乙1393番地の1地先 右岸：福島県南会津郡下郷町大字高隣字大桑成乙170番の1地先	阿賀野川への合流点	1.7
	小野川	左岸：福島県南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲550番地先 右岸：福島県南会津郡下郷町大字湯野上字大倉山乙1番地先	阿賀野川への合流点	0.25
合 計				13.5

(2) 保安区域

種 別	河川名	起 点	終 点	延 長 (K m)
ダム湖	阿賀野川 (阿賀川)	左岸：福島県南会津郡下 郷町大字湯野上橋 詰乙地先 右岸：福島県南会津郡下 郷町大字湯野上館 本乙地先	大川ダム本体部	7.2

5. 掘削可能量及び採取可能量  
禁止区域及び保安区域のため策定せず。
6. 年次計画  
禁止区域及び保安区域のため策定せず。